

土地所有権移転登記手続請求事件に係る和解を成立させること及び財産の減額譲渡について

神戸地方裁判所令和 4 年（ワ）第 1 7 9 号土地所有権移転登記手続請求事件について，別記のとおり財産を減額譲渡し，和解を成立させる。よって，地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 6 号及び第 1 2 号の規定により，議会の議決を求める。

令和 5 年 3 月 2 2 日提出

伊丹市長 藤 原 保 幸

記

1 当事者

原告

被告 伊丹市千僧1丁目1番地

伊丹市（代表者 市長 藤原 保幸）

2 和解案

- (1) 原告は，被告に対し，(14)記載の土地（以下「本件土地」という。）につき，被告が登記上の所有権者であることを確認する。
- (2) 被告は，原告に対し，本件土地を，第3号の伊丹市農業委員会の農地法第5条第1項第6号による届出の受理（令和4年度中に第3号の届出をする場合は農地法第5条第1項第7号の届出，以下同じ。）を前提として，譲渡代金400万円で，現状有姿で譲渡し，原告はこれを譲り受ける。
- (3) 被告は，本和解成立後速やかに，本件土地につき，伊丹市農業委員会に対し，農地法第5条第1項第6号による届出をするものとし，原告は，被告に対して届出に必要な書類を適宜押印のうえ交付するとともに，届出書に必要な記載事項を通知する。
- (4) 被告は，原告に対し，前号の届出の受理が完了したときは，本件土地につき，届出の受理通知の日の売買を原因とする所有権移転登記をする。この登記手続費用は原告の負担とする。
- (5) 原告は，被告に対し，第3号の届出に受理通知があったときは，当該通知の日から7日以内に，次号の本件土地の引渡しと引き換えに，第2号の譲渡代金400万円を支払う。なお，支払に要する費用は原告の負担とする。
- (6) 被告は，原告に対し，前号の支払を受けるのと引き換えに，本件土地を引き渡す。
- (7) 原告は，本和解成立後，本件土地に種類，品質，数量に関して本契約の内容に適合しない状態があることを発見しても，被

告に対し，修補・追完請求，売買代金の減免請求若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

(8) 原告は，本件土地を実測した結果，実測面積と登記簿表示の面積が符合しない場合であっても，被告に対し，第2号の譲渡代金の増減その他一切の請求をすることができない。

(9) 原告と被告は，第4号に定める届出受理が，原告が第3号の協力をした日の属する月の翌月末日までに完了しない場合は，その理由の如何を問わず，第10号に定める登記手続及び解決金支払を行うものとする。

(10) ア 被告は，原告に対し，本件土地につき，平成4年12月31日時効取得を原因とする所有権移転登記手続をする。登記手続費用は，原告の負担とする。

イ 被告がアの登記手続をしたときは，原告は，被告に対し，解決金として400万円を支払う。支払方法は，被告の指定する方法とする。

(11) 原告は，その余の請求を放棄する。

(12) 原告及び被告は，原告と被告の間には，本件に関し，本和解条項に定めるもののほか，何ら債権債務がないことを相互に確認する。

(13) 訴訟費用は，各自の負担とする。

(14) 土地の表示

所在

地番

地目

地積

(参 考)

事件の概要

昭和25年に本市が取得した本件土地について、令和2年12月、隣接する地番212番の土地（以下「212番土地」という。）の前所有者から官民有地境界協定に係る申請があり対応していたところ、令和3年8月、売買により212番土地の所有権が前所有者から原告に移転した。

令和4年8月、原告は、前所有者の父が212番土地を相続したと推定される平成4年から前所有者が相続した令和元年まで、20年以上に渡って212番土地とともに本件土地も耕作し、占有していたことにより本件土地の所有権を時効取得したとして、これを援用し、本市を被告として、本件土地について時効取得を原因とする所有権移転登記手続請求の訴えを提起した。

本市は、当該訴えについて容認できないとして係争中であったが、令和5年2月、裁判所より原告からの400万円の支払いをもって本件土地の所有権を移転する旨の和解勧告を受けた。